

役員報酬規程

(総則)

第1条 社団法人日本プラント協会の常勤の役員(以下「役員」という。)の報酬に関する事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第2条 役員報酬は、本俸、調整手当、通勤手当及び特別手当とする。

(本俸月額)

第3条 専務理事の本俸の基本報酬額は950千円、常任理事のそれは800千円とする。

2 会長は本俸の月額を基本報酬額の100分の90から110の範囲内で定める。

(調整手当)

第4条 調整手当は、本俸に100分の12を乗じて得た額を月額として支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のために公共交通機関を利用している役員に実費相当額を支給する。

(特別手当)

第6条 特別手当は上期分については6月10日及び下期分については12月10日(以下「基準日」という。)に、それぞれ在職する役員に支給する。当該基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれその基準日において、役員が受ける本俸の月額に調整手当の月額を加えた額、及び本俸の月額に調整手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別に定める支給割合(上期分は100分の230を上限とし、下期分は100分の240を上限とする。)を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第7条 報酬は月額とし、毎月1日から末日までの分を当月15日に支給する。ただし、支給定日が本協会所定休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

2 特別手当は上期分については7月及び下期分については12月に支給する。

(日割り計算)

第8条 次の各号に該当する場合は、勤務1日当たりの本俸月額を日割り計算によって支給する。

(1) 新たに本俸を受けることになり、又はこれに変更があった場合

(2) 役員が退職し、又は死亡した場合

2 前項に規定する勤務1日当たりの本俸月額は本俸を当該月における土曜日及び日曜日以外の日数で除した商とする。

(端数処理)

第9条 前条の規定により計算した結果、本俸月額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、2002年9月1日から適用する。